



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月5日火曜日 第1987号

◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....	858
大規模小売店舗の新設の届出の概要等(2件).....	858
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	859
漁業の免許.....	861
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	861
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	861
瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....	868
市営土地改良事業の施行の同意(7件).....	878
道路の供用開始(一般国道197号).....	878
道路の区域変更(県道瀬田八多喜停車場線).....	879
道路の供用開始(").....	879
落札者等の告示.....	879

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1140号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人団伸会	平成23年8月1日まで

○愛媛県告示第1141号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイキ宇和島店
宇和島市保田字宮ノ段甲672番 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイキ株式会社
松山市美沢一丁目9番1号
代表取締役 佐藤 一郎
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年3月16日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,593平方メートル
 - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
313台
イ 駐輪場の収容台数
89台
ウ 荷さばき施設の面積
80.7平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
27.60立法メートル
 - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時45分から午後9時15分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成20年7月15日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1142号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド大洲店
大洲市徳森字宮方319 - 1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1番1号
代表取締役 一宮 忠男
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1番1号
代表取締役 一宮 忠男
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年3月18日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,682.60平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
118台
イ 駐輪場の収容台数
33台
ウ 荷さばき施設の面積
83.0平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
37.50立法メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後10時まで

2 届出年月日

平成20年 7月17日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1143号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予市双海町串字引地甲1005の1、乙418、乙420の5、字大地ノソラ乙381の1、乙382、乙383の2、字小森乙404の1、乙404の2、字小モリ向イ乙419の1、字大地ノ谷乙421の1、字黒岩谷乙424の3

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字引地甲1005の1・乙418・字小森乙404の1・字小モリ向イ乙419の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字小森乙404の2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町多居谷1243、1244、1251から1255まで、1275、1276の1、1276の2、1277の1、1364、1365、1366の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

多居谷1243・1255・1275・1276の2・1277の1・1364・1365・1366の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、1253、1254

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町中野川1227、1228、1234から1237まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中野川1227・1228・1234から1237まで（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに伊予市役所及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）



○愛媛県告示第1144号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市小野町乙16の3、乙16の4、乙95の1、乙95の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小野町乙16の3・乙16の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

松山市川の郷町乙159の1、乙160、乙161の2、乙166の1から乙166の3まで、乙167、乙168、乙169の1、乙169の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

川の郷町乙159の1・乙160・乙167・乙168・乙169の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市則之内字比巴坂乙1334、乙1336から乙1340まで、乙1342、乙1343、乙1345、乙1346、乙1348、乙1349、字北ノラク丙173の1、丙173の2、丙175の1、丙175の2、丙175の4、丙175の7、丙179から丙183まで、丙185、丙186

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字比巴坂乙1334・乙1337・乙1339・乙1340・乙1342・乙1346・字北ノラク丙175の1・丙175の4・丙175の7・丙181・丙185（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、字比巴坂乙1338、乙1343、乙1345、字北ノラク丙180

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市河之内字小屋ノ谷甲4639、甲4640の1、甲4640の2、甲4642、字西山乙1974の1、乙1976、乙1985の10、乙1985の12、乙1985の14、乙1985の15、乙1985の18

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小屋ノ谷甲4640の2・甲4642・字西山乙1976・乙1985の14・乙1985の15（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字小屋ノ谷甲4639、甲4640の1、字西山乙1974の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

東温市樋口字城ヶ谷乙165の1から乙165の3まで、乙165の5、乙165の7、乙166の1、乙166の4、乙167の1、乙168の1、乙168の2、乙169の1、乙169の2、乙170から乙173まで、乙174の1、乙174の2、乙175の1、乙175の2、乙176、乙177の1から乙177の3まで、乙178の1、乙178の2、乙181の1、乙181の2、乙182の1、乙182の2、乙183の1、乙184の1、乙184の2、乙186、乙187の1、乙187の2、乙188の1、乙188の2、乙191の1、乙191の2、乙192の1、乙192の2、乙193の1、乙193の2、乙194の1、乙194の2、乙196、乙197、乙201、乙204、乙208、乙212、乙213、乙215の1、乙215の2、乙216から乙218まで、乙221、乙223、乙226、乙228、乙230、乙233、乙239、乙240、乙242の1、乙242の2、乙246の1、乙246の2、乙247、乙250の1、乙260、乙262、乙265、乙270の1、乙270の2、乙277の1、乙277の2、乙277の4、乙277の5、乙279の1、乙279の3から乙279の6まで、字

馬路ヶ谷乙280の1、乙280の2、乙281、乙282、乙284、乙285、乙286の1から乙286の4まで、字所ヶ谷乙269

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城ヶ谷乙167の1・乙168の1・乙169の2・字馬路ヶ谷乙280の1・乙280の2・乙286の1(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、字城ヶ谷乙286の4

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1145号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、平成20年8月1日次のように共同漁業及び区画漁業を免許した。

平成20年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇共第53号	宇和島市蔭淵1122番地 蔭淵漁業協同組合	平成20年3月28日付け愛媛県告示第517号のとおり	平成20年8月1日から平成26年3月31日まで
宇区第254号	宇和島市樹形町2丁目6番11号 宇和島漁業協同組合	外5名	外5名
宇区第255号	外4名	外4名	外4名
宇区第256号	外17名	外17名	外17名

○愛媛県告示第1146号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成20年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成20年8月5日から8月19日まで

○愛媛県告示第1147号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大和染工株式会社
今治市衣干町四丁目2番25号
代表取締役 青野 茂則

2 事業場の名称及び所在地

大和染工株式会社
今治市衣干町四丁目2番25号

3 特定施設に関する事項

(1) 30kg染色機(5)

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力	1回あたり30キログラム
設置年月日	昭和55年6月
特定施設の使用時間間隔	間歇

特定施設の1日当たりの使用時間		8時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 91 最大 100 濃厚廃液 通常 380 最大 420
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 132 最大 148 濃厚廃液 通常 420 最大 470
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 8.5 最大 9.5 濃厚廃液 通常 33 最大 38
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 0.6 最大 0.6 濃厚廃液 通常 1.0 最大 1.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常廃液 通常 31.0 最大 31.0 濃厚廃液 通常 4.0 最大 4.0

備考： 5(原料浸せき施設)を染色施設に用途変更。

(2) 400kg染色機(14)

特定施設の種類		政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能力		1回あたり400キログラム
設置年月日		昭和61年2月
特定施設の使用時間間隔		間 歇
特定施設の1日当たりの使用時間		6時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 96 最大 110 濃厚廃液 通常 430 最大 480
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 53 最大 59 濃厚廃液 通常 190 最大 220
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 6.0 最大 6.8 濃厚廃液 通常 24 最大 27
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 0.6 最大 0.6 濃厚廃液 通常 1.0 最大 1.1

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.2 最大 1.4
	濃厚廃液 通常 2.1 最大 2.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 297.7 最大 375.0
	濃厚廃液 通常 2.3 最大 3.0

備考： 14(原料浸せき施設)を染色施設に用途変更。

(3) 200kg糊抜き槽(23)

特定施設の種類		政令別表第1第19号 リ のり抜き施設
特定施設の能力		1回あたり200キログラム
設置年月日		昭和55年6月
特定施設の使用時間間隔		間 歇
特定施設の1日当たりの使用時間		9時間
特定施設の使用の季節的変動の概要		無 し
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 187 最大 210 濃厚廃液 通常 960 最大 1,080
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 123 最大 138 濃厚廃液 通常 340 最大 390
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 5.2 最大 5.8 濃厚廃液 通常 20 最大 23
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.6 最大 1.8 濃厚廃液 通常 2.7 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常廃液 通常 15.0 最大 15.0 濃厚廃液 通常 3.0 最大 3.0

備考： 23(染色施設)をのり抜き施設に用途変更。

(4) 200kg糊抜き槽(24)

特定施設の種類		政令別表第1第19号 リ のり抜き施設
特定施設の能力		1回あたり200キログラム

設 置 年 月 日	昭和55年 6月	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 187 最大 210 濃厚廃液 通常 960 最大 1,080
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 123 最大 138 濃厚廃液 通常 340 最大 390
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 5.2 最大 5.8 濃厚廃液 通常 20 最大 23
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.6 最大 1.8 濃厚廃液 通常 2.7 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 12.0 最大 12.0 濃厚廃液 通常 6.0 最大 6.0	

備考： 24(染色施設)をのり抜き施設に用途変更。

(5) 200kg糊抜き槽(26)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号 リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり200キログラム	
設 置 年 月 日	昭和55年 6月	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	4時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 180 最大 200 濃厚廃液 通常 710 最大 800
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 105 最大 118 濃厚廃液 通常 330 最大 370

窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 7.1 最大 8.0 濃厚廃液 通常 28 最大 32
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 5.0 最大 5.0 濃厚廃液 通常 5.0 最大 5.0

備考： 26(原料浸せき施設)をのり抜き施設に用途変更。

(6) 200kg糊抜き槽(55)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号 リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり200キログラム	
設 置 年 月 日	平成11年 2月12日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 187 最大 210 濃厚廃液 通常 960 最大 1,080
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 123 最大 138 濃厚廃液 通常 340 最大 390
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 5.2 最大 5.8 濃厚廃液 通常 20 最大 23
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.6 最大 1.8 濃厚廃液 通常 2.7 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 12.0 最大 12.0 濃厚廃液 通常 6.0 最大 6.0	

備考： 55(染色施設)をのり抜き施設に用途変更。

(7) 200kg糊抜き槽(56)

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第19号 リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回あたり200キログラム	

設 置 年 月 日	平成11年 2月12日	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0
		濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 187 最大 210
		濃厚廃液 通常 960 最大 1,080
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 123 最大 138
濃厚廃液 通常 340 最大 390		
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 5.2 最大 5.8	
	濃厚廃液 通常 20 最大 23	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.6 最大 1.8	
	濃厚廃液 通常 2.7 最大 3.0	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 15.0 最大 15.0	
	濃厚廃液 通常 3.0 最大 3.0	

備考： 56(染色施設)をのり抜き施設に用途変更。

(8) 100kg染色機(60)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり100キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	2時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0
		濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 219 最大 250
		濃厚廃液 通常 1,020 最大 1,140
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 97 最大 109
濃厚廃液 通常 270 最大 300		
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 7.0 最大 7.9	
	濃厚廃液 通常 28 最大 31	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.8 最大 2.0	
	濃厚廃液 通常 3.2 最大 3.5	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 278.2 最大 306.0	
	濃厚廃液 通常 21.8 最大 24.0	

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 88 最大 99
	濃厚廃液	通常 220 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 8.5 最大 9.5
	濃厚廃液	通常 33 最大 38
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 2.2 最大 2.5
	濃厚廃液	通常 3.6 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 33.3 最大 38.0	
	濃厚廃液	通常 1.7 最大 2.0

(9) 500kg液流染色機(61)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり500キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	3時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0
		濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 122 最大 140
		濃厚廃液 通常 570 最大 640
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 97 最大 109
濃厚廃液 通常 270 最大 300		
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 7.0 最大 7.9	
	濃厚廃液 通常 28 最大 31	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.8 最大 2.0	
	濃厚廃液 通常 3.2 最大 3.5	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 278.2 最大 306.0	
	濃厚廃液 通常 21.8 最大 24.0	

(10) 45kg染色機(62)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり45キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 95 最大 110 濃厚廃液 通常 400 最大 450
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 105 最大 118 濃厚廃液 通常 240 最大 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 7.2 最大 8.1 濃厚廃液 通常 28 最大 32
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 2.0 最大 2.2 濃厚廃液 通常 3.4 最大 3.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 37.0 最大 37.0 濃厚廃液 通常 3.0 最大 3.0	

(1) 25kg染色機 (63)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり25キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 213 最大 240 濃厚廃液 通常 990 最大 1,120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 79 最大 89 濃厚廃液 通常 210 最大 230
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 7.6 最大 8.5 濃厚廃液 通常 30 最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.9 最大 2.1 濃厚廃液 通常 3.1 最大 3.4
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常廃液 通常 11.4 最大 11.4 濃厚廃液 通常 0.6 最大 0.6

(12) 500kg染色機 (64)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり500キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	3時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 255 最大 290 濃厚廃液 通常 1,090 最大 1,220
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 98 最大 111 濃厚廃液 通常 280 最大 320
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 8.1 最大 9.1 濃厚廃液 通常 32 最大 36

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常廃液 通常 1.8 最大 2.0 濃厚廃液 通常 3.1 最大 3.4
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常廃液 通常 162.0 最大 200.0 濃厚廃液 通常 8.0 最大 10.0

(13) 400kg染色機 (65)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設	
特定施設の能 力	1回あたり400キログラム	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	14時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 116 最大 130 濃厚廃液 通常 530 最大 590
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 97 最大 109 濃厚廃液 通常 270 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 7.6 最大 8.5 濃厚廃液 通常 30 最大 34
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.7 最大 1.9 濃厚廃液 通常 2.9 最大 3.3
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常廃液 通常 178.3 最大 202.0 濃厚廃液 通常 1.7 最大 2.0	

(14) 液流染色機 (66)

特定施設の種 類	政令別表第1第19号 ト 染色施設
特定施設の能 力	1回あたり200キログラム
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 歇	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 187 最大 210 濃厚廃液 通常 960 最大 1,080
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 123 最大 138 濃厚廃液 通常 340 最大 390
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 5.2 最大 5.8 濃厚廃液 通常 20 最大 23
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常廃液 通常 1.6 最大 1.8 濃厚廃液 通常 2.7 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常廃液 通常 15.2 最大 15.2 濃厚廃液 通常 4.8 最大 4.8	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 1排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和56年 8月25日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥処理、pH調整		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10メートル、横 80メートル、高さ 5.45メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理、pH調整		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処 理 施 設 に	項 目	処 理 前	処 理 後

よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 167 最大 188	通常 42 最大 47
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 97 最大 110	通常 19 最大 22
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8.3 最大 9.4	通常 5.4 最大 6.1
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 1.9 最大 2.1	通常 1.8 最大 2.0
汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500	

(2) pH調整設備

設 置 年 月 日	平成12年10月18日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10メートル、横 15メートル、 高さ 4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり4,500立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 172 最大 193	通常 172 最大 193
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 108 最大 122	通常 108 最大 122
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 8.6 最大 9.6	通常 8.6 最大 9.6
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 2.0 最大 2.2	通常 2.0 最大 2.2
	汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500

汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500
------------------------------	----------------------	----------------------

(3) オゾン接触反応槽 (1)

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1ヶ月		
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	オゾン発生機 GR-RG27		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 5メートル、横 10メートル、 高さ 4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり317立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	オゾン処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0	通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 721 最大 810	通常 685 最大 770
	浮遊物質量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 295 最大 331	通常 236 最大 265
	窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 28 最大 32	通常 27 最大 30
	りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリグ ラム）	通常 3.2 最大 3.6	通常 3.2 最大 3.6
	汚水等の 1 日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 281.7 最大 316.5	通常 281.7 最大 316.5

(4) オゾン接触反応槽 (2)

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後1ヶ月		
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに		

処理施設の種類	化学処理		
処理施設の型式	廃オゾン水再利用		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	直径 3メートル、長さ 4メートル		
処理施設の能力	1日当たり281立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	オゾン処理		
処理施設の使用時間間隔	間歇		
処理施設の1日当たりの使用時間	1.5時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 174 最大 196	通常 139 最大 157
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 124	通常 82 最大 93
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.7 最大 9.8	通常 6.9 最大 7.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2	通常 2.0 最大 2.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 250 最大 281	通常 250 最大 281

(5) オゾン接触反応器

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類	化学処理
処理施設の型式	廃オゾンガス再利用
処理施設の構造	ステンレス製
処理施設の主要寸法	縦 2.7メートル、横 0.7メートル、高さ 0.5メートル
処理施設の能力	1日当たり2,531立方メートル処理
汚水等の処理の方式	オゾン処理

処理施設の使用時間間隔	間歇		
処理施設の1日当たりの使用時間	13.5時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 47	通常 40 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 22	通常 19 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.1	通常 5.2 最大 5.9
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.8 最大 2.0	通常 1.8 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 2,250 最大 2,531	通常 2,250 最大 2,531

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	項 目	通常	最大
	水素イオン濃度(水素指数)	6.0~8.0	5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	41	46
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	19	21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	5.3	6.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	1.8	2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 4,000 最大 4,500	

○愛媛県告示第1148号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、今治保健所及び今治市役所において告示の日から3週間

公衆の縦覧に供する。

平成20年 8月 5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

大和染工株式会社
今治市衣干町四丁目 2 番25号
代表取締役 青野 茂則

2 事業場の名称及び所在地

大和染工株式会社
今治市衣干町四丁目 2 番25号

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号）別表第 1 第19号ト及びリ

4 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法並びに排出水の汚染状態及び量等の変更

5 特定施設に関する事項

(1) 500 kg 高圧ビーム染色機 (No. 1)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 1,000キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 5,000キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 188 最大 220	通常廃液 通常 255 最大 290 濃厚廃液 通常 1,090 最大 1,220
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 56 最大 94	通常廃液 通常 98 最大 111 濃厚廃液 通常 280 最大 320
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.1 最大 8.3	通常廃液 通常 7.8 最大 8.8 濃厚廃液 通常 31 最大 35
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 6.1	通常廃液 通常 1.8 最大 2.0 濃厚廃液 通常 3.1 最大 3.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 170 最大 210	通常廃液 通常 133.6 最大 165.0 濃厚廃液 通常 36.4 最大 45.0

(2) 10kgサンプル用染色機 (6~8)

		変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	24時間
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 20キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 100キログラム
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 188 最大 220	通常廃液 通常 255 最大 290 濃厚廃液 通常 1,090 最大 1,220

汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 73 最大 84	通常廃液 通常 99 最大 110 濃厚廃液 通常 410 最大 470
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 90	通常廃液 通常 123 最大 138 濃厚廃液 通常 270 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 5.8	通常廃液 通常 5.6 最大 6.3 濃厚廃液 通常 22 最大 25
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.3 最大 3.6	通常廃液 通常 1.1 最大 1.2 濃厚廃液 通常 1.8 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5 最大 6	通常廃液 通常 1.7 最大 2.0 濃厚廃液 通常 3.3 最大 4.0

(3) 10kgサンプル用染色機 (9)

		変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たりの使用時間		8時間	24時間
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 20キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 100キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 73 最大 84	通常廃液 通常 99 最大 110 濃厚廃液 通常 410 最大 470
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 90	通常廃液 通常 123 最大 138 濃厚廃液 通常 270 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 5.8	通常廃液 通常 5.7 最大 6.4 濃厚廃液 通常 22 最大 25
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.3 最大 3.6	通常廃液 通常 1.1 最大 1.2 濃厚廃液 通常 1.8 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 5 最大 6	通常廃液 通常 1.7 最大 2.0 濃厚廃液 通常 3.3 最大 4.0

(4) 180kgチーズ染色機 (10)

		変 更 前	変 更 後
特定施設の1日当たりの使用時間		12時間	24時間
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 450キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 1,080キログラム

特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 90 最大 116	通常廃液 122 通常 140 最大 140 濃厚廃液 570 通常 640 最大 640
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 90	通常廃液 97 通常 109 最大 109 濃厚廃液 270 通常 300 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.2	通常廃液 7.0 通常 7.9 最大 7.9 濃厚廃液 28 通常 31 最大 31
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.3	通常廃液 1.8 通常 2.0 最大 2.0 濃厚廃液 3.2 通常 3.5 最大 3.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 150 最大 165	通常廃液 140.2 通常 154.2 最大 154.2 濃厚廃液 9.8 通常 10.8 最大 10.8

(5) 360kgチーズ染色機 (11)

		変更前	変更後
特定施設の1日当たりの使用時間		13時間	24時間
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 950キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 2,160キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 86 最大 107	通常廃液 116 通常 130 最大 130 濃厚廃液 530 通常 590 最大 590
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 90	通常廃液 97 通常 109 最大 109 濃厚廃液 270 通常 300 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 7.1 最大 7.8	通常廃液 7.6 通常 8.5 最大 8.5 濃厚廃液 30 通常 34 最大 34
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 5.8	通常廃液 1.7 通常 1.9 最大 1.9 濃厚廃液 2.9 通常 3.3 最大 3.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 180 最大 204	通常廃液 174.8 通常 198.0 最大 198.0 濃厚廃液 5.2 通常 6.0 最大 6.0

(6) 180kg高圧チーズ染色機 (12、 13)

		変更前	変更後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 1,100キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 1,080キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 78	通常廃液 95 通常 110 最大 110 濃厚廃液 390 通常 430 最大 430
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 90	通常廃液 97 通常 109 最大 109 濃厚廃液 270 通常 300 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 6.8	通常廃液 6.6 通常 7.4 最大 7.4 濃厚廃液 26 通常 29 最大 29
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.9 最大 6.5	通常廃液 2.0 通常 2.2 最大 2.2 濃厚廃液 3.3 通常 3.7 最大 3.7
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 336 最大 378

(7) 90kgオーバーマイヤー染色機 (16)

		変更前	変更後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 360キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 360キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 75 最大 82	通常廃液 102 通常 110 最大 110 濃厚廃液 410 通常 460 最大 460
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 75	通常廃液 88 通常 99 最大 99 濃厚廃液 220 通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.2	通常廃液 7.0 通常 7.9 最大 7.9 濃厚廃液 28 通常 31 最大 31
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6.7 最大 7.4	通常廃液 2.2 通常 2.5 最大 2.5 濃厚廃液 3.7 通常 4.2 最大 4.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 72 最大 80	通常廃液 68.2 通常 75.7 最大 75.7 濃厚廃液 3.8 通常 4.3 最大 4.3

(8) 45kgオーバーマイヤー染色機 (17)

		変更前	変更後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 105キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 180キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 81	通常廃液 95 通常最大 110 濃厚廃液 400 通常最大 450
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 80	通常廃液 105 通常最大 118 濃厚廃液 240 通常最大 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.7 最大 7.4	通常廃液 7.2 通常最大 8.1 濃厚廃液 28 通常最大 32
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 6.7	通常廃液 2.0 通常最大 2.2 濃厚廃液 3.4 通常最大 3.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 40 最大 40	通常廃液 36.0 通常最大 36.0 濃厚廃液 4.0 通常最大 4.0

(9) 45kgオーバーマイヤー染色機 (18、 19)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 105キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 180キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 81	通常廃液 95 通常最大 110 濃厚廃液 400 通常最大 450
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 80	通常廃液 105 通常最大 118 濃厚廃液 240 通常最大 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.7 最大 7.4	通常廃液 7.2 通常最大 8.1 濃厚廃液 28 通常最大 32
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.0 最大 6.7	通常廃液 2.0 通常最大 2.2 濃厚廃液 3.4 通常最大 3.8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 40 最大 40	通常廃液 37.2 通常最大 37.2 濃厚廃液 2.8 通常最大 2.8

(10) 25kgオーバーマイヤー染色機 (20)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		タオル・染料・工業薬品 100キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 100キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 157 最大 201	通常廃液 213 通常最大 240 濃厚廃液 990 通常最大 1,120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 70	通常廃液 79 通常最大 89 濃厚廃液 210 通常最大 230
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.0 最大 7.8	通常廃液 7.6 通常最大 8.5 濃厚廃液 30 通常最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.6 最大 6.1	通常廃液 1.9 通常最大 2.1 濃厚廃液 3.1 通常最大 3.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6 最大 6	通常廃液 2.0 通常最大 2.0 濃厚廃液 4.0 通常最大 4.0

(11) 25kgオーバーマイヤー染色機 (21)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		タオル・染料・工業薬品 100キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 100キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 157 最大 201	通常廃液 213 通常最大 240 濃厚廃液 990 通常最大 1,120
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 70	通常廃液 79 通常最大 89 濃厚廃液 210 通常最大 230
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.0 最大 7.8	通常廃液 7.6 通常最大 8.5 濃厚廃液 30 通常最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.6 最大 6.1	通常廃液 1.9 通常最大 2.1 濃厚廃液 3.1 通常最大 3.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 6 最大 6	通常廃液 5.0 通常最大 5.0 濃厚廃液 1.0 通常最大 1.0

(12) 10kgオーバーマイヤー染色機 (22)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		タオル・染料・工業薬品 40キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 40キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 133 最大 161	通常廃液 180 通常 200 濃厚廃液 800 通常 890 最大 890
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 45 最大 65	通常廃液 79 通常 89 濃厚廃液 190 通常 220 最大 220
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 7.6	通常廃液 7.4 通常 8.3 濃厚廃液 29 通常 33 最大 33
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.3 最大 5.9	通常廃液 1.8 通常 2.0 濃厚廃液 3.0 通常 3.3 最大 3.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4 最大 4	通常廃液 3.2 通常 3.2 濃厚廃液 0.8 通常 0.8 最大 0.8

(13) 450kg高圧チーズ染色機 (28)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 720キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 2,250キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 137	通常廃液 135 通常 150 濃厚廃液 680 通常 760 最大 760
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 101	通常廃液 105 通常 118 濃厚廃液 300 通常 340 最大 340
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.4 最大 8.3	通常廃液 8.1 通常 9.1 濃厚廃液 32 通常 36 最大 36
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 6.5	通常廃液 1.9 通常 2.2 濃厚廃液 3.3 通常 3.7 最大 3.7
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 290 最大 330	通常廃液 285.7 通常 325.0 濃厚廃液 4.3 通常 5.0 最大 5.0

(14) 100kgオーバーマイヤー染色機 (29~31)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 900キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 500キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 162 最大 206	通常廃液 219 通常 250 濃厚廃液 1,020 通常 1,140 最大 1,140
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 75	通常廃液 88 通常 99 濃厚廃液 220 通常 250 最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.6 最大 8.7	通常廃液 8.5 通常 9.5 濃厚廃液 33 通常 38 最大 38
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.1	通常廃液 2.2 通常 2.5 濃厚廃液 3.6 通常 4.0 最大 4.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 17.5 最大 20	通常廃液 13.2 通常 15.0 濃厚廃液 4.3 通常 5.0 最大 5.0

(15) 30kg高圧チーズ染色機 (42)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 120キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 90キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 95	通常廃液 108 通常 120 濃厚廃液 470 通常 530 最大 530
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 57 最大 91	通常廃液 100 通常 113 濃厚廃液 270 通常 310 最大 310
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.9 最大 6.8	通常廃液 6.6 通常 7.4 濃厚廃液 26 通常 29 最大 29
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.8 最大 7.7	通常廃液 2.2 通常 2.5 濃厚廃液 3.9 通常 4.3 最大 4.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 10.5 最大 13.5	通常廃液 10.7 通常 12.0 濃厚廃液 1.3 通常 1.5 最大 1.5

(16) 45kg高圧チーズ染色機 (43)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 180キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 135キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 88 最大 105	通常廃液 119 通常 130 濃厚廃液 520 通常 580
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 58 最大 92	通常廃液 102 通常 114 濃厚廃液 270 通常 310
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 7.5	通常廃液 7.3 通常 8.2 濃厚廃液 29 通常 32
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.1 最大 7.9	通常廃液 2.3 通常 2.6 濃厚廃液 4.0 通常 4.4
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 13.5 最大 16.5	通常廃液 13.0 通常 14.3 濃厚廃液 2.0 通常 2.2

(17) 22 5kg高圧チーズ染色機 (44)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 135キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 67.5キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 104	通常廃液 129 通常 140 濃厚廃液 510 通常 580
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 81	通常廃液 88 通常 99 濃厚廃液 240 通常 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 6.5	通常廃液 6.3 通常 7.1 濃厚廃液 25 通常 28
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 7.5	通常廃液 2.1 通常 2.3 濃厚廃液 3.8 通常 4.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 9 最大 12	通常廃液 5.7 通常 9.0 濃厚廃液 1.8 通常 3.0

(18) 22 5kg高圧チーズ染色機 (45)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 135キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 67.5キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 104	通常廃液 129 通常 140 濃厚廃液 510 通常 580
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 81	通常廃液 88 通常 99 濃厚廃液 240 通常 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.5 最大 6.5	通常廃液 6.3 通常 7.1 濃厚廃液 25 通常 28
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.2 最大 7.5	通常廃液 2.1 通常 2.3 濃厚廃液 3.8 通常 4.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 9 最大 12	通常廃液 6.6 通常 10.5 濃厚廃液 0.9 通常 1.5

(19) 5 kgサンプル用高圧チーズ染色機 (46)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 15キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 15キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 67 最大 80	通常廃液 91 通常 100 濃厚廃液 400 通常 440
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 52 最大 82	通常廃液 91 通常 103 濃厚廃液 240 通常 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 6.3	通常廃液 6.1 通常 6.9 濃厚廃液 24 通常 27
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.2 最大 5.7	通常廃液 1.7 通常 1.9 濃厚廃液 2.9 通常 3.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1.5 最大 4.5	通常廃液 1.3 通常 3.8 濃厚廃液 0.2 通常 0.7

(20) 10kgサンプル用高圧チーズ染色機 (47)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 30キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 30キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 99 最大 114	通常廃液 134 通常最大 150 濃厚廃液 560 通常最大 630
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 80	通常廃液 88 通常最大 99 濃厚廃液 240 通常最大 270
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 6.5	通常廃液 6.3 通常最大 7.1 濃厚廃液 25 通常最大 28
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.3 最大 5.9	通常廃液 1.8 通常最大 2.0 濃厚廃液 3.0 通常最大 3.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 4.5 最大 7.5	通常廃液 2.7 通常最大 4.5 濃厚廃液 1.8 通常最大 3.0

(21) 540kg高圧チーズ染色機 (48)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 4,320キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 2,700キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 131	通常廃液 149 通常最大 170 濃厚廃液 650 通常最大 730
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 71 最大 125	通常廃液 125 通常最大 140 濃厚廃液 370 通常最大 420
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 7.8	通常廃液 7.6 通常最大 8.5 濃厚廃液 30 通常最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 7.5	通常廃液 2.1 通常最大 2.4 濃厚廃液 3.8 通常最大 4.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 204 最大 216	通常廃液 314.5 通常最大 333.0 濃厚廃液 25.5 通常最大 27.0

(22) 540kg高圧チーズ染色機 (49)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 4,320キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 3,240キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 131	通常廃液 149 通常最大 170 濃厚廃液 650 通常最大 730
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 71 最大 125	通常廃液 125 通常最大 140 濃厚廃液 370 通常最大 420
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.9 最大 7.8	通常廃液 9.0 通常最大 10.2 濃厚廃液 30 通常最大 34
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 7.5	通常廃液 2.1 通常最大 2.4 濃厚廃液 3.8 通常最大 4.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 204 最大 216	通常廃液 377.4 通常最大 399.6 濃厚廃液 30.6 通常最大 32.4

(23) 225kg高圧チーズ染色機 (50)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 1,800キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 675キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 111 最大 127	通常廃液 150 通常最大 170 濃厚廃液 630 通常最大 710
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 72 最大 116	通常廃液 126 通常最大 142 濃厚廃液 350 通常最大 390
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.7 最大 7.5	通常廃液 7.3 通常最大 8.2 濃厚廃液 29 通常最大 32
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.0	通常廃液 2.2 通常最大 2.4 濃厚廃液 3.5 通常最大 3.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 96 最大 105	通常廃液 93.3 通常最大 102.0 濃厚廃液 2.7 通常最大 3.0

(24) 225kg高圧チーズ染色機 (51)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 1,800キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 675キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 111 最大 127	通常廃液 150 通常最大 170 濃厚廃液 630 通常最大 710
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 72 最大 116	通常廃液 126 通常最大 142 濃厚廃液 350 通常最大 390
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.7 最大 7.5	通常廃液 7.3 通常最大 8.2 濃厚廃液 29 通常最大 32
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.0	通常廃液 2.2 通常最大 2.4 濃厚廃液 3.5 通常最大 3.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 96 最大 105	通常廃液 88.4 通常最大 96.6 濃厚廃液 7.6 通常最大 8.4

(25) 90kg高圧チーズ染色機 (52)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 360キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 360キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 92 最大 119	通常廃液 125 通常最大 140 濃厚廃液 590 通常最大 660
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 88	通常廃液 88 通常最大 99 濃厚廃液 260 通常最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.1 最大 7.1	通常廃液 6.9 通常最大 7.8 濃厚廃液 27 通常最大 31
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.4	通常廃液 1.8 通常最大 2.0 濃厚廃液 3.2 通常最大 3.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 48 最大 66	通常廃液 44.6 通常最大 61.2 濃厚廃液 3.4 通常最大 4.8

(26) 100kgオーバーマイヤー染色機 (53)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		綿糸・染料・工業薬品 300キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 500キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 162 最大 206	通常廃液 219 通常最大 250 濃厚廃液 1,020 通常最大 1,140
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 75	通常廃液 88 通常最大 99 濃厚廃液 220 通常最大 250
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.6 最大 8.7	通常廃液 8.5 通常最大 9.5 濃厚廃液 33 通常最大 38
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.1	通常廃液 2.2 通常最大 2.5 濃厚廃液 3.6 通常最大 4.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 17.5 最大 20	通常廃液 13.2 通常最大 15.0 濃厚廃液 4.3 通常最大 5.0

(27) 200kg高圧液流染色機 (54)

		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		タオル・染料・工業薬品 400キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 400キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 132 最大 194	通常廃液 179 通常最大 200 濃厚廃液 960 通常最大 1,080
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 70 最大 110	通常廃液 123 通常最大 138 濃厚廃液 330 通常最大 370
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.5 最大 4.9	通常廃液 4.8 通常最大 5.4 濃厚廃液 19 通常最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.6 最大 5.2	通常廃液 1.5 通常最大 1.7 濃厚廃液 2.6 通常最大 2.9
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 14 最大 14	通常廃液 9.6 通常最大 9.6 濃厚廃液 4.4 通常最大 4.4

(28) 100kg高圧液流染色機 (58)

		変 更 前	変 更 後

原材料の種類及び1日当たりの使用量		タオル・染料・工業薬品 200キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 200キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 118 最大 162	通常廃液 160 通常最大 180 濃厚廃液 800 通常最大 900
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 60 最大 100	通常廃液 105 通常最大 118 濃厚廃液 300 通常最大 340
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.2 最大 4.6	通常廃液 4.5 通常最大 5.0 濃厚廃液 18 通常最大 20
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 3.9 最大 4.6	通常廃液 1.3 通常最大 1.5 濃厚廃液 2.3 通常最大 2.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 12 最大 12	通常廃液 8.4 通常最大 8.4 濃厚廃液 3.6 通常最大 3.6

(29) 連続染色機 (59)

原材料の種類及び1日当たりの使用量		変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量		タオル・染料・工業薬品 340キログラム	タオル・原糸・染料・工業薬品 340キログラム
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~9.0 最大 5.8~9.0	通常廃液 5.8~9.0 通常最大 5.8~9.0 濃厚廃液 9.0~12.0 通常最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 126 最大 147	通常廃液 171 通常最大 190 濃厚廃液 730 通常最大 820
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 55 最大 95	通常廃液 97 通常最大 109 濃厚廃液 280 通常最大 320
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.3 最大 4.8	通常廃液 4.7 通常最大 5.2 濃厚廃液 18 通常最大 21
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 4.6	通常廃液 1.3 通常最大 1.5 濃厚廃液 2.3 通常最大 2.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 1 最大 1	通常廃液 0.5 通常最大 0.5 濃厚廃液 0.5 通常最大 0.5

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 1排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 120	通常 48 最大 60	通常 167 最大 188	通常 42 最大 47
	浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 62 最大 101	通常 25 最大 34	通常 97 最大 110	通常 19 最大 22
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.2	通常 6.2 最大 6.8	通常 8.3 最大 9.4	通常 5.4 最大 6.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3,500 最大 3,900	通常 3,500 最大 3,900	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500

(2) pH調整設備

		変 更 前		変 更 後	
処理施設の構造		ステンレス304製		鉄筋コンクリート製	
処理施設の主要寸法		縦 1メートル 横 1メートル 高さ 0.6メートル		縦 10メートル 横 15メートル 高さ 4メートル	
汚水等の処理の方式		フィードバック制御によるpH制御システム		pH調整	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~11.0 最大 5.8~12.0	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 3,500 最大 3,900	通常 3,500 最大 3,900	通常 4,000 最大 4,500	通常 4,000 最大 4,500

(3) オゾン接触反応槽 (1)

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種 類	化学処理
処理施設の型 式	G R - R G 27
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 5メートル 横 10メートル 高さ 4メートル

処理施設の能力		1日当たり317立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		オゾン処理	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0	通常 9.0~12.0 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 721 最大 810	通常 685 最大 770
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 295 最大 331	通常 236 最大 265
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 28 最大 32	通常 27 最大 30
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.2 最大 3.6	通常 3.2 最大 3.6
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 281.7 最大 316.5	通常 281.7 最大 316.5

(4) オゾン接触反応槽 (2)

工事の着手予定年月日		許可後直ちに	
工事の完成予定年月日		着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日		完成後直ちに	
処理施設の種 類		化学処理	
処理施設の型 式		廃オゾン水再利用	
処理施設の構 造		ステンレス製	
処理施設の主要寸法		直径 3メートル 長さ 4メートル	
処理施設の能力		1日当たり281立方メートル処理	
汚水等の処理の方式		オゾン処理	
処理施設の使用時間間隔		間 歇	
処理施設の1日当たりの使用時間		15時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 47	通常 40 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 22	通常 19 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.1	通常 5.2 最大 5.9

よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0	通常 9.0~10.0 最大 9.0~11.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 174 最大 196	通常 139 最大 157
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 110 最大 124	通常 82 最大 93
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8.7 最大 9.8	通常 6.9 最大 7.8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.2	通常 2.0 最大 2.2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 250 最大 281	通常 250 最大 281

(5) オゾン接触反応器

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種 類	化学処理		
処理施設の型 式	廃オゾンガス再利用		
処理施設の構 造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	縦 2.7メートル 横 0.7メートル 高さ 0.5メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,531立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	オゾン処理		
処理施設の使用時間間隔	間 歇		
処理施設の1日当たりの使用時間	13.5時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 42 最大 47	通常 40 最大 45
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 22	通常 19 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.4 最大 6.1	通常 5.2 最大 5.9

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1.8	通常	1.8
	最大	2.0	最大	2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	2,250	通常	2,250
	最大	2,531	最大	2,531

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 1排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~8.6	通常 6.0~8.0
	最大	5.8~8.6	最大 5.8~8.6
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	48	通常 41
	最大	60	最大 46
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	25	通常 19
	最大	34	最大 21
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	6.2	通常 5.3
	最大	6.8	最大 6.0
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5.3	通常 1.8
	最大	6.0	最大 2.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常	3,500	通常 4,000
	最大	3,900	最大 4,500

○愛媛県告示第1149号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・法界寺地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1150号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・桂地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

○愛媛県告示第1156号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年8月5日

愛媛県知事 加戸守行

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1151号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・三反地地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1152号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・長谷地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・寺男地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・御池地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

○愛媛県告示第1155号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・とびがらす地区)の施行に平成20年7月24日同意した。

平成20年8月5日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
国 道	197号	大洲市肱川町宇和川3758番から 同市肱川町宇和川4285番 2 まで	平成20年 8 月 5 日

○愛媛県告示第1157号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙21番16から 同市上須戒甲14番 5 まで	旧	メートル 4.4 ~ 7.2	キロメートル 0.155	
			新	9.4 ~ 14.4	0.155	

○愛媛県告示第1158号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市上須戒丙21番16から 同市上須戒甲14番 5 まで	平成20年 8 月 5 日

○愛媛県告示第1159号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年 8 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
県立学校校内LAN用端末機の借入れ一式	愛媛県教育委員会 事務局指導部高校 教育課 愛媛県松山市一番 町四丁目 4 番地 2	平成20年 7 月16日	日本電子計算機株式会 社 東京都千代田区丸の内 三丁目 4 番 1 号	7,070,700円 (月額)	一般競争入札	平成20年 5 月20日